

本日（7/1）より実施…「出勤点呼」の変更について

中央労働基準監督署の見解

【中央労働基準監督署の見解】

- ・ アルコール検査は「強制か任意か」で判断できる。国土交通省から「やりなさい」と言われているからやっていることだ。これを「任意であり、やらなくてもよいこと」などとは言えない。指示している以上「強制」になる。アルコール検査をしないと乗務を許可しないので、これは「強制＝会社の指示」となり、労働時間である。アルコール検査を出勤時間前の出勤確認時に行うのであれば、「強制的な早出残業」であり、「残業代の不払い」、「立派な『賃金不払い』」となる。

⇒国土交通省の指示によりアルコール検査が行われており、業務時間（労働時間）として扱うべき。アルコール検査（業務）を行わなければ出勤確認ができないようなシステムを導入することは極めて悪質である。

- ・ 7月1日以降の変更について、資料を現場社員に示していないことは、会社が「悪いこと」だと知っているからだ。労働開始時間をあいまいにすることが多くの会社でやられているが、「不払い賃金のためのシステム改修」を行った会社など聞いたことはない。

⇒職場では社員に対する詳細な説明がなく、資料も示されていない。職場の社員・組合員の混乱を招いている。
また、生産性向上の名のもとに不払労働を推し進め、労働者の権利を侵害するとともに安全配慮義務違反である。

【参考】他の労働基準監督署で出された見解

- ・ 考え方は更衣時間と同じ考えである。アルコール検査は業務に必要なものであり、「業務」として取り扱うべき。そもそも準備時間も足りないのではないか？
- ・ 全てではないが、トラック業界ではタイムカードとアルコール検査を一緒にやっていて、「業務」として取り扱い、賃金も発生している。

**アルコール検査は運転業務上必要不可欠なもの＝「業務時間」として扱うべき！
会社に対し、労働時間管理の是正や
「不払労働」を現場社員に押し付ける経営姿勢の是正を求めます！**